

放課後等デイサービス重要事項説明書

この重要事項説明書は放課後等デイサービスを利用するにあたって、サービスの内容や運営等に関する事項を知っていただくためのものです。

1 事業所の概要

事業所の種類	放課後等デイサービス事業
指定事業所番号	1352900573
法人名	社会福祉法人 泰政会
事業所の名称	クローバーハウス片倉町本店
所在地	東京都八王子市片倉町439-4 第5東洋ビル1階
電話番号	042-638-0987
管理者氏名	金井 敏信
事業所の運営方針	放課後等デイサービスに通うことで、児童が集団の中で生活していく力を身につける。
開設年月日	平成 27年 11月 1日
開設日及び開設時間	月～金 午後2:00～午後5:30 土・祝日祭日・学校休業日 午前10:00～午後4:00 日・年末年始はお休みです。
サービス提供地域	八王子市

2 目的

放課後等デイサービスとは、利用されるお子様の日常生活や集団生活に適應するための支援を行う事業です。

私どもの事業所では、基本的な生活習慣の確立やコミュニケーション能力を育むことを主たる目的として、発達段階に応じた援助及び支援を行い家族の方と共にお子様の成長発達を考えながら個別の支援に取り組めます。また必要に応じて関係機関と連携を図りながらお子様の成長を支援していきます。

3 活動内容

様々な遊びや、創作活動、外部施設を使った体験活動や季節の行事などを行います。

4 職員の配置

管理者・児童指導員	常勤兼務	1名	
児童発達支援管理責任者	常勤専従	1名	
児童指導員	常勤専従	2名	非常勤専従 2名
指導員	常勤専従	1名	非常勤専従 1名

5 個別支援計画の作成

私どもの事業所では、ご家庭と事業所が共通の目標を持って支援することができるように、保護者のご協力を得て個別支援計画を作成し、それを基に支援を行います。

6 利用にかかる費用

○デイサービス利用料

放課後等デイサービスの利用に対しては、通常利用サービス料金の9割が障害児通所給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費を代理受領する場合には、利用者の保護者は負担金として、サービス料金の1割を事業者にお支払いいただきます。

なお、事業者が利用者に代わり、市町村から受領した障害児通所給付費の金額については、利用者に通知します。

	利用単価	利用者負担額
サービス利用料金	放 課 後 又 は 学 校 休 日 の 該 当 区 分 の 基 本 単 位 ＋ 該 当 の 加 算 単 位 × 処 遇 改 善 加 算 (13.1%) × 地 域 区 分 (10.90円)	左記合計金額の1割
	加算については別紙で説明	

各家庭によって異なりますが表をご参照ください

世 帯 区 分	生活保護世帯	一般（市町村民税課税世帯）	
		市町村民税所得割	
		28万円未満	28万円以上
月額負担上限額	0円	4,600円	37,200円

○その他の費用について

外部施設を利用する場合の利用料、製作など実習を行うときの実習費用、おやつ代などの費用は自己負担となります。

7 支払い方法

利用料は1ヵ月ごとに月末締め計算し、ご利用月の翌々月にご請求しますので集金袋にて現金、又は銀行引き落とでお支払いください。

8 利用の制限

次の事項に該当した場合は利用の制限を行う場合があります。

- 自己負担金及び実費の支払いが2ヶ月以上滞った場合。
- 事業所及び他の利用者にとって著しい不具合が発生した場合
- 伝染病に罹患した場合

9 緊急時の対応

万一の怪我、急病の際は緊急連絡先に連絡するとともに、医療機関及び救急隊の要請をいたします。主治医・かかりつけ医がある場合はその指示も仰ぎます。

10 医療提携

当事業所は、医療法人社団 飛峯会 八王子北クリニックとします。

11 身分証携帯

従業者は常に身分証を携帯し、利用者または利用者の家族等から提示を求められた際には身分証を提示します。

12 損害賠償

支援中、事業者の責任下における事故等については賠償責任保険を以って対処し、利用者の過失による利用者及び職員へのケガ、物損に関しては利用者加入の賠償責任保険を以っての対処とさせていただきます。

また、保険で保障されない部分の損害については双方話し合いによって解決するものとします。

13 虐待の防止のための措置

事業所は障がい者等の人格を尊重し支援にあたり、虐待の防止等に必要措置を講ずるとともに虐待を受けている恐れがある場合には直ちに防止策を講じ市町村への報告をする。

14 身体拘束防止のための措置

事業所内において切迫性・非代替性・一時性が認められた時にだけ入り口に施錠をするが、通所給付決定保護者及び障がい児童に対してその目的・理由・時間・期間を説明し同意を得るものとする。尚、用件に該当しなくなった場合は速やかに施錠解除を行うこととする。

1.5 その他運営に関する重要事項

1. 事業所は従業員の資質向上を図るため(前条に規程する障がい者の人権擁護、虐待の防止等の内容を含む)次のとおり研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - ① 虐待防止委員会を設置する(委員長 クローバーハウス片倉本店管理者とする)
 - ② 採用時研修(採用から一ヶ月以内)
 - ③ 継続研修(年に二回以上)
2. 従業員は正当な理由なく、業務上知りえた児童及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
3. 従業員であった者に業務上知り得た児童及びその家族の秘密を保持させるため従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容に明記することとする。
4. この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は社会福祉法人 泰政会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

1.6 苦情について

当事業所のサービスについての苦情窓口

専用電話 042-638-0987 担当(金井敏信)

苦情窓口 外部機関

東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会

住所 東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 東京YWCA会館 3階

TEL 03-5283-7020

八王子市健康福祉部障害者福祉課

住所 東京都八王子市元本郷 3-24-1

TEL 042-620-7245

放課後等デイサービスの利用にあたり、保護者に対し契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明をしました。

令和 年 月 日

法 人 名 社会福祉法人 泰政会
住 所 〒252-0239
 神奈川県 相模原市中央区中央5丁目3番地18号
代表者 理事長 鈴木由美子 印

事 業 者 クローバーハウス 片倉町本店
住 所 東京都八王子市片倉町439-4 第5東洋ビル1階
説明者 管理者 金井敏信 印

放課後等デイサービスの利用にあたり、事業者から契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明を受けました。

保護者
(住所)

(利用者氏名)

(保護者氏名) 印